



# 税のお知らせ

## 11月の納税等

国民健康保険税／第5期  
後期高齢者医療保険料／第5期  
介護保険料／第4期  
農業集落排水処理施設使用料／第4期  
保育料／11月分  
納期限／12月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付書にe-L・e-QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・e-QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。  
納付には口座振替の利用もできます。

## 個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は12月2日(月)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封していますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問合せください。

## ●納付場所および納税方法

○金融機関、県税事務所の窓口  
○コンビニエンスストア、M・M・K設置店

○Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

○インターネット環境でのクレジットカードによる納付

○スマートフォン決済アプリによる納付

※コンビニエンスストアおよびM・M・K設置店による納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

## ●その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、M・M・K設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。

ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

## ●問合せ先

西尾張県税事務所 課税第一課  
県民税・事業税第二グループ  
☎0586-4513169

(ダイヤルイン)

## 税の納付は期限内に！

住民の皆さまに納めていただく税は、むらづくりや住民の皆さまの暮らしを支える大切な財源です。多くの方は期限内に納付をされていますが、納付いただけていない方もいらっしゃると思います。

納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくことになります。

## ●滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合は、納期限までに納めていた方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行い、滞納している税に充当することになります。

- ①督促状を送付
- ②電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- ③財産調査を実施し、預金・給与不動産などの財産の差し押えを実施
- ④差し押えた不動産等の公売を行う



愛知県ホームページ

## 税を考える週間(11月11日～17日)



### 納税が、私達の生きる「未来」につながる

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間

検索



国税庁ホームページ

い、滞納している税に充当  
納税相談を行っています  
病気や仕事の問題などによって納期限までに納付が難しい方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早めにご相談ください。

## ●問合せ先

総務部税務課

## 事業者の皆さまへ

# 消費税の「インボイス制度相談会」、 「登録要否相談会」のご案内

要事前予約  
参加無料

事業者の皆さまに、インボイス制度について理解を深めていただくため、インボイス制度相談会・登録要否相談会を開催します。

インボイス制度相談会・登録要否相談会では、事業者の皆さまのインボイス制度に関するお悩みについて、個別にご相談をお受けします。

次のような方はぜひご参加ください。

- ・ インボイス制度の概要や実務的な内容等について相談したい方
- ・ 初めて消費税の申告をされる方で、申告方法・記帳方法等について相談したい方
- ・ インボイス発行事業者の登録をするかどうか検討中の方

### 開催日程

相談時間は約 30 分です。開始時間はご予約の際にご案内します。

| 日 時                                               | 開 催 場 所                        | 問 合 せ 先                                                           |
|---------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 11 月 25 日（月）<br>12 月 19 日（木）<br><br>午前 9 時～午後 4 時 | 津島税務署<br><br>津島市良王町二丁目 3 1 - 1 | 津島税務署<br><br>☎26-2161（代表）<br>個人課税第一部門（内線 412）<br>法人課税第一部門（内線 612） |

※ 代表電話にお問合せいただく際は、自動音声に従って「2」を選択してください。

### ●ご参加いただく方へ

○事前予約制としていますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。

なお、申込状況により別の日程をご案内する場合がございます。

○個人事業者の方は、①スマートフォン、②マイナンバーカードおよび暗証番号、③利用者識別番号および暗証番号がわかるものをご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

○駐車場に限りがありますので、車でのご来場はご遠慮ください。

### ●オンライン説明会

オンライン説明会の開催日程等は  
こちらをご覧ください。また、過去に開催したオンライン説明会の動画を公開しています。



### ●相談窓口一覧表

制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口は、  
こちらをご覧ください。



### ●説明会開催日程等

説明会開催日程等の最新情報は  
こちらをご覧ください。



### ●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい情報等は  
こちらをご覧ください。



●問合せ先 津島税務署 ☎26-2161